

1 教育理念・目標・育成人材像に関する評価		
1-1	教育理念・目標・育成人材像が定められている	A
1-2	教育理念・目標・育成人材像が、教職員及び学生に周知されている	C
理念・目標・育成人材像は定めておりますが、学校運営に携わっている職員及びカリキュラムを総括している一部の教職員のみ把握しており、生徒にまで周知されているとは判断できない。(前年に引き続き課題)しかし今年度の途中からは掲示するなどをし、周知に努めるよう工夫している。		

2 学校運営に関する評価		
2-1	日本語教育機関の告示基準に適合している	A
現在、全て告示基準に適合している		
2-2	情報システム化等による業務の効率化・情報漏洩防止等の取組みを行っている	A
生徒の個人情報漏洩または他者による無断改ざんを防止するため生徒管理のシステムを使用。限られた担当者のみ全ての入力・閲覧・印刷ができるようにしています。 通常の作業は入力内容によって担当者を振り分け、担当の内容以外はパスワードによって管理しており閲覧不可となっています。		
2-3	学生、入学志願者、経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供している	A
当校の現状は、ベトナムの学生が半数以上を占めており、次に多いのが中国。それから、バングラデシュ、ネパール、その他少数と続きます。 ですから、ベトナム語、中国語、英語と日本語の4か国語で募集要項等の書類を用意しています。		
2-4	授業や学校生活に関する生徒からの相談、苦情等あった場合適切に対処している	A
事務室にはベトナム人と中国人の職員が常におり、生徒の相談や心配事などに母国語でも対応ができるようにしています。そうすることで、生徒の伝えたい細かなニュアンスまで汲み取ることができ、問題が早急に解決できるよう配慮がなされています。		
2-5	視聴覚教材やITを利用した授業が可能な設備が充実している	A
現在、IT教室にはパソコンが78台・プロジェクター2台設置されています(2教室分)。当校では、CADを使った専門的な授業も行っている為、学生1人にパソコンが1台行き渡るように設置されています。また、通常の教室にはDVDレコーダーとテレビを全教室に備えています。		
2-6	施設・設備は学生の安全確保に十分対応できるよう整備されている	A
年に1回、消防の公的点検を行っているのはもちろんですが、教室内の照度・換気も十分対応されています。また緊急時に備え、廊下・階段等も安全確保が徹底されています。		
2-7	全教職員が共に働きやすい環境を整えている	-
教職員・事務職員が壁のない同じフロアで作業することにより情報共有及び情報の伝達が迅速にでき、全ての作業がスムーズに行われる環境になっています。生徒から寄せられる相談等にも速やかに対応できます。 上記仕組みを作ったことで、常に情報連絡の行き来が教務と事務で行われていますので、以前は定期的に行っていた、【連絡的な会議】を取りやめ、重要事項発生時のみ不定期に会議を開くことができるようになりました。それによって、「生徒への対応の時間が増える」「教員同士(必要な教員のみ)での情報交換が自由にできる」などのメリットを沢山生み出しています。しかし、2021年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で、分散授業を行った学科、また新規入学生がない為、授業自体が無く出勤できていない、または極端に勤務が減少した教職員も多数おり、年間を通じて全体的にスムーズな授業を行うことが難しい状況が続いた時期が長くあり、働きやすい環境整備の前に、通常年のように働いていただくこと自体が困難な状況にありました。		

3 入学者の募集と選考についての評価		
3-1	入学志願者、経費支弁者に対して、理解できる言語で、募集要項等の情報を提示している	A
当校の現状は、ベトナムの学生が半数以上を占めており、次に多いのが中国。それから、バングラデシュ、ネパール、その他少数と続きます。 ですから、ベトナム語、中国語、英語と日本語の4か国語で募集要項等の書類を用意しています。		
3-2	海外の募集代理人(エージェント等)に対して最新の情報を共有すると共に、募集活動が適切に行われていることを把握している	A
募集代理人(エージェント等)については、定期的に電話やスカイプ、メール等を使用して情報のやり取りをしています。特に、受け入れ人数の多いベトナムに関しては、ベトナム人職員が現地の言葉で受け入れ機関との対応を行っています。また次に多い中国に関しても、中国人職員が直接入学希望者や経費支弁者と連絡を取り合い、スムーズかつ、正確なやり取りを行っています。とくに今年度も新型コロナウイルス感染症のこともあり、海外の募集代理人(エージェント等)と細やかに連絡を取り、現地の様子や出入国の状況なども併せて、連絡を取り合う機会を特に多くもちました。		

3-3	入学の選考基準を定め、適切に入学選考を行っている	B
	<p>○書類選考 現地仲介機関等より送られてくる留学生の資料のうち、例えばベトナムでは、最終学歴が高校の場合、成績が7.0以上の学生のみを採用します。また、大学・専門学校が最終学歴の生徒に至っては、高校卒業時の成績と併せて(その学校毎に判断基準が違うので)ベトナム人職員を交えて判断をしています。他の国の学生も同様に、その国の事情を理解し、成績等の評価を基に臨機応変に判断をしています。</p> <p>○面接 生徒個々に、日本語学習歴の進行状況を聞きます。(やさしい日本語の何課まで学習をしているのか。等 細かく聞き取ります)その進行状況に合わせて面接を行い、その学習歴に沿った学習の習熟度があるのかを判断します。(著しく、習熟度の低い生徒に対しては受け入れが難しいと判断をしています。) さらに、その生徒にとって、母国より遠く離れた日本で留学する意義があるのか。また、長期にわたる留學生生活の不安や、やる気など、メンタルの部分も併せて確認をしています。まだ未成年の留學生が母国の親元を離れホームシックになり、一時帰国したまま日本に戻ってこないなど、挫折する生徒もいます。そういった退学者を出さないためにもしっかりと話を聞いています。本来、N5レベル以上の語学力を有する者が条件にありますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でJLPT等の試験を思うように受れていない学生も多くいましたので、その事情も考慮し、面接にて語学力を判断し可否の決定をしました。</p>	
3-4	入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額、納付時期・方法、及び学費以外に必要な費用を分かりやすく明示した請求書類を発行している	A
	合格が決まった生徒にはそれぞれの言語で、請求内容はもちろん、振込先、納付期限等、全ての詳細を分かりやすく明示した請求書類を発行しています。	
3-5	関係諸法令に基づいた学費返還に関する規定を定め公開している	A
	元々学費返還に関する規定は定めており、返金の事実もありましたが、公開まではしていませんでした。2020年度にHPをリニューアルした際に、学費の返還に関する規定も公開しました。	
3-6	入学辞退の生徒に対し、納付金の返還が適切にされている	A
	留学生の在留資格が下り、納入金を全て納めた後の入学辞退の場合は、速やかに「入学金・入学検定料」以外の金額を速やかに返金しています。※ベトナムの仲介機関とは契約書にもその旨を記載しています。	

4 教育活動評価		
4-1	理念・教育目標に合致したコース設定をしている。	A
	<p>日本語学科の概要は以下の通りです。 初級: 表記、基礎的文法の指導と並行して、発音、簡単な会話表現などのコミュニケーション能力も身につける 中級: N3文法が理解でき、日常生活に対応できる聴解、読解、会話能力を身につける 上級Ⅰ: 総合的な日本語能力を高め、尚且つ、日本語で意見を主張できるようにする 上級Ⅱ: 大学進学のための準備とともに、専門分野で活躍できる日本語の運用力を養成する</p>	
4-2	カリキュラムを体系的に編成している	A
	各クラスごとに、前期・後期のカリキュラムは定まっていますが、担当の教員がその都度授業内容を細かく設定し、全ての生徒が聴解、読解、会話能力の全てにおいて、日本語の理解を深めるよう努めています。	
4-3	学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている	B
	通常、入国後すぐ(授業が始まる前)にプレースメントを行い、まずは入国時のレベルに合わせたクラス編成を行ないます。(2021年度は新型コロナウイルス感染症による影響で、新規入国者がいない為、プレースメントによる最初のクラス編成を行う機会がありませんでした)その後、授業の進行状況における生徒の習熟度を担当教諭が判断し、学期途中であってもクラス替えを行うなど、生徒一人ひとりに合わせた、クラス編成をしています。	
4-4	授業内容報告書及び出席簿に、その日の状況を正確に記録している	A
	各クラス、全授業で、その日授業に入った教員が 出席簿に出欠・遅刻・早退の確認。 授業後は、その日の ○学習項目・授業展開 ○授業中の気づき・学生の反応など ○伝達事項・宿題 ○教師の反省点 を報告し、日誌として残しています。	
4-5	理解度、到達度の測定を実施期間中に適切に行い、その結果に基づいた評価とクラス編成の充実にあてている	A
	授業の理解度、到達度については、1単元ごとの確認テスト(週1~2回の小テスト)、各課が終了するたびに行う[各課テスト]、さらに3課が終了するたびに行う[三課毎テスト]、前期・後期と、まとめて行う[前期テスト][後期テスト]で確認をしています。重ねて確認をすることで、より細かな習熟度がわかり、個人単位でのクラス変更の参考にしています。	
4-6	日本の文化・歴史にふれる機会を多くつくることにより、教育目標でもある国際親善交流の発展に寄与している	C
	通常、11月には1年生を対象として、近隣(鞆の浦)の歴史と文化に触れるオリエンテーション。5月には2年生を対象として、広島平和記念資料館など平和学習を目的としたオリエンテーションを実施。また、「日本文化体験」を行い、各地域で、様々な日本文化体験をはじめ、地元の方々との交流を通して、日常とは違う日本の文化と触れ合える機会をもうけています。しかし、2021年度も新型コロナウイルス感染症による影響で、全ての行事を執り行う事ができませんでした。今後コロナの状況を見ながら、通常通りの行事に戻ることができるのかも含め、学校全体で考えていかなければならない課題です。	

5 教員に関する評価		
5-1	校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている	A
	校長・教頭・専任教員、非常勤講師、事務職員の職務内容を明確に記載した物を新たに作成致しました。これにより、それぞれの役割が明確化したのはもちろんです。しかし、以前と同様、事案内容によっては校長・教頭を筆頭に、職員が一丸となって、その都度柔軟に対応するようにしています。	
5-2	教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を行っている	B
	教員の教育力の向上をはかるため、指導顧問を配置しております。通常、年に数回、講師会の後などを利用し、全体の研修会を行っていますが、今年度も新型コロナウイルス感染症による影響で、すべて中止にしました。しかし、毎週火曜日の午後(約2~3時間程度)個別の指導はできる範囲で引き続き行うことができました。メールや電話でも対応し、常に教員の向上をはかっています。	
5-3	教員の教育力の向上のための環境整備がされている	A
	教員学校図書を約1500冊程度用意し、教員がいつでも閲覧できるようになっており、授業準備に使用するのももちろん、自らの指導力向上のためにも活用できるような環境を整えています。	
5-4	教員評価を適切に行っている	C
	2020年度からは、全学生からアンケートをとり、教員評価を実施するようにはしていましたが、2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、新規入国者が無く、ほとんどの教員が授業にでることができない状況でした。(特に広島市内など遠方から勤務される先生には蔓延防止の為に出勤を控えていただく等の措置を取りました。)ですから、2021年度の教員評価は、学生からのアンケートをとることが難しいと判断したため、従来通りの方法で学科長が単独で総合的に判断をした教員評価を出しました。	

6 学生支援		
6-1	日本社会を理解し、適応するための取組を行っている	-
	通常なら入学式当日に[新入生入学ガイダンス](日本語・ベトナム語・中国語・英語)を配布しています。これは、ゴミの出し方などのマナーや自転車等の交通ルール、寮生活全般、また、資格外活動の説明等、生活全般から学校でのルールやマナー、保険やビザの更新に至るまで一通り新入生が日本での生活に困らないための内容をおさめたものになり、このガイダンスに従って通訳を交え、説明を行いながら理解を深めるよう取り組んでいます。しかし、入学時の説明だけでは全てを把握し理解できているのか少し不安が残る現状です。(その都度、個別に相談に来た生徒には説明を行っております。)但し、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、新規入国者が無く新入生が入学できていない為実施していません。	
6-2	学生の希望進路を、学科全体で把握している	A
	まずクラス毎に担任が各生徒の希望進路について聞き取りをします。それをとりまとめ、さらに学科長に報告することで、学科全体で生徒ひとりひとりの進路希望が把握できるようにしています。	
6-3	適切な進路指導を行っている	A
	個別に進学先(大学など)を決める事ができる学生もいますが、多くの学生は、「自分に合う進学先が見つからない」「そもそも、どういった大学や専門学校があるのかすらもわからない」というのが現状です。ですから、学生自身が自分に合う学校(興味のある分野がある。さらに深めていきたい学問を習得できる。など)を多数の中から選択できるように、外部主催の進学セミナーを利用し参加しています。今年度は進学セミナー自体は少し開催されましたが、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、密を避けるために、個人で参加申込みをする形をとりました。そのせいか、参加者は極端に少ない状況でした。また、進路先への提出書類作成時には担任が中心となり指導にあたりますが、万が一担任が対応できない場合でも、学科全体で把握し、全ての生徒が安心して進学に向かって準備を整えられる状況をつくっています。	
6-4	住居の支援を行っている	-
	入学してくる生徒用に寮を用意しています(入寮は強制ではなく、希望した生徒のみ利用しています。現在新入生の殆どが入寮しております)。全ての寮で、生活必需品(家具・家電・布団等)を完備しており、学生が直ぐに生活できる環境を整えています。さらに、管理人とは別に、生活指導担当教員が寮関係全般の管理も行っています。特に入国したばかりの新入生が入寮しますので、寮費の管理をはじめ、生徒の困りごとや生活全般の指導に至るまで学校と連携をとりながら細かくサポートを行います。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、新規入国者が無く新入生が入学できていない為、引き続き在学生在が入寮しています。	
6-5	アルバイトについての指導支援を行っている	C
	資格外活動違反にならないよう週28時間の就労を厳守するよう生徒に指導しています。アルバイト先の紹介をはじめ、就労開始時の履歴書の作成・新規通帳の作成の手伝いなど幅広くサポートをしています。また、何社かある大手アルバイト先とは、常に連携を取り合い、生徒の出席率や授業態度などの変化があった場合には、就労を見合わせるように通達を出すなど、生徒が学業を優先し就労できるような環境を整え、指導を行っています。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で本国からの仕送りが期待できず、数名の生徒が週28時間を超えて就労をしていた事実が発覚しました。対象の学生には反省文を書かせ、厳しく指導しました。	
6-6	在留関係の指導と支援を適切におこなっている	A
	在留カードの申請が近づくと、ベトナム・中国など各国の先生がそれぞれの生徒に個別に指導をしています。在留期限が近い生徒には事前に声掛けをし、どういったものを準備しないといけないのかを指導します。滞在費支弁に関する申告書も、正確かつ丁寧に記入するよう指導しています。	
6-7	入国管理局に認められた申請等取次者を配置している	A
	現在3名の取次者を配置しています。	

7 安全・危機管理の評価		
7-1	対象となる学生全員が国民健康保険の加入をしている	B
	<p>入国した新入生は、職員引率のもと市役所に向き、住民票の登録と同時に国民健康保険に加入しています。(※現在、国民健康保険の説明をうけ、100%の生徒が加入しています。)            次期更新時の国民健康保険料の納付書は個人の住居に届くため管理が不十分になりますが、市が発行する書面などを利用し、滞納者0を目指し、支払いの啓発につなげています。            万が一滞納者が出た場合は、市役所職員からの連絡を受け、未納生徒に対して支払いの指導を行うなどの措置をとっています。2021年度は実際に滞納をしている学生が発覚しましたのでB評価としました。</p>	
7-2	新入生全員が留学生保険に加入している	-
	<p>【日本語学校協同組合】に加入。病気・事故 いずれの場合も生徒に金銭的な負担の無いよう、保険請求の手続きを行います。事故の場合は、相手方との交渉も含め全てをお願いしています。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、新規入国者が無く新入生が入学できていない為、新規の保険加入者はいません(継続のみ)。しかし2020年度新入生の入国時同様、新規入学生受入れ時の保険加入が義務付けられた場合には、即対応できるよう日本語学校協同組合と連携しています。</p>	
7-3	重篤な疾病や障害及び交通事故のあった場合の対応ができています	A
	<p>以前から、重篤な病気や障害及び交通事故の発生時の対応はできていましたが、2020年10月にそれをまとめたマニュアルを作成致しました。今後も、そのマニュアルを軸に柔軟に即時対応していきます。</p>	
7-4	学生の健康管理に留意している	A
	<p>年に一回 学生の健康診断を実施しています。特に気になる所見のある生徒に至っては、学校も把握し、日常生活を見守るようにしています。学生全員に診断結果を渡しますので、自分の体調を知ることができ、早めの対応ができるようにしています。</p>	
7-5	感染症発生時の措置を定めている	A
	<p>通常の感染症が発生した場合は、「学校保健安全法」の「学校において予防すべき感染症」の指定項目に基づいて、出席停止等の措置をとっています。            新型の感染症については、その都度発信される新しい支持に従って対応をとるようにしています。万が一、そういった事態が発生した場合の対策として、早急に保健所と連絡がとれるよう教職員用に、感染症発生時の対応を掲示しております。また、2020年10月には新たにマニュアルを作成し、現場の混乱を最小限にとどめ即時対応できるよう対策をしています。さらに、新型コロナウイルス感染症に関しては、その都度政府や保健所の対応が変更になる為、その時出された方針に従い、マニュアルの変更及び対応を考えています。</p>	
7-6	気象警報発令時の措置を定めている	A
	<p>○警報発令時の対策            午前6時前に警報が発令一校長が休校を決定→午前6時に教頭が校長より指示をうけ、学生に休校を伝達(各SNSおよび、メール、電話等を使用)            ※何かあった場合に備え、事務・総務は学校で待機            ○避難勧告が出た場合の対策            内閣府が出しているガイドラインに従います。            地方自治体の発令した避難警戒レベルにあわせて、その都度対応をとります。            避難場所の案内はもちろん、休校などの判断を早急にし、生徒を安全に誘導するように対応をします。(各SNSおよび、メール、電話等を使用)</p>	
7-7	消防・避難訓練を行っている	-
	<p>毎年、入学式後に通訳を交えて消防・避難訓練を実施しています。「通報・消化・避難訓練実施マニュアル」を参考に写真パネルを見ながら火事になった時の対応を詳しく教えています。また、学校での避難経路、消火器の位置・使用方法、避難場所の確認も併せて指導をしています。            (寮に住んでいる学生に対しても同様に、寮で火災がおきた際の避難経路も指導しています。)今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、新規入国者が無く新入生が入学できていない為、消防・避難訓練も実施していません。※今後の課題として、ベトナム語や中国語等 母国語でのマニュアルの作成。</p>	

8 法令の遵守に関する評価		
8-1	法令遵守に関する担当者を定めている	A
	<p>校長に定めています</p>	
8-2	教職員はコンプライアンスを遵守し生徒指導にあたっている	A
	<p>○全ての職員は生徒に対して高圧的な態度をとらないよう取り組んでいる。            ○アカデミックハラスメントのような行為が行われないように、常に先生同士の連携をはかり、生徒への対応をすすめている。</p>	
8-3	個人情報保護のための対策をとっている	A
	<p>生徒の個人情報漏洩または他者による無断改ざんを防止するため生徒管理のシステムを使用。限られた担当者のみ全ての入力・閲覧・印刷ができるように管理しています。            通常の作業は入力内容によって担当者を振り分け、担当の内容以外はパスワードによって管理しており閲覧不可となっています。            また生徒の入学時申請書類控え等紙媒体のものは個人毎にファイルを作成、鍵付き扉棚で管理をし、他者が無断で閲覧できなくなっています。            教職員の個人情報等は、決められた一人の職員が鍵付きの机で管理をし、他者が無断で閲覧できなくなっています</p>	
8-4	入国管理局、その他関係官公庁、日本語教育振興協会への届出、報告を遅延なく行っている	A
	<p>報告は常に滞りなく行っております。各種届出の遅延対策として、常に2名以上で提出時期などを把握するようにし、遅延が起こらないように細心の注意を払うよう取り組んでいます。</p>	